焼津市告示第245号

下記の送達すべき書類が、本人の住（居）所不明のため送達不可能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２第１項の規定により公示送達します。

なお、書類は当市役所財政部納税促進課に保管してありますので、御連絡があれば直ちに交付します。

令和８年10月28日

焼津市長　中野　弘道

記

１　送達すべき書類

令和８年度　国民健康保険税督促状　１期

２　送達を受ける者の氏名

氏　　名
浅井　敬史
伊藤　千代
伊藤　英輔
増田　正行
ABARISTO　MAILYN　ELO
DOAN　NGOC　TUAN
モリツ　真央
MIAH　MD　KAMAL
THAPA　SANTOSHI

３　送達すべき書類

令和8年度　国民健康保険税督促状　2期

４　送達を受ける者の氏名

氏　　名
伊藤　千代
伊藤　英輔
岡澤　仁美

柿沼　アイヴィモリーン
林田　チアゴ
ABARISTO　MAILYN　ELO
ZHAO　YANFANG
モリツ　真央
MIAH　MD　KAMAL
THAPA　SANTOSHI

注意

地方税法第20条の２第３項の規定により、公示の日から起算して７日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。